

平成27年定例第3回市議会会議録(第1日)

平成27年9月4日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
8番	上津原	博	17番	牛 嶋	利 三
9番	荒 卷	隆 伸			

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長	坂田良二
副市長	高野道生	企画財政課 財政係長	大坪康春
教育長	長岡廣通	福祉事務所長	梅津俊朗
監査委員	平井常雄	子ども子育て課長	築地原良太
総務部長	塚野仙哉	環境衛生課長	富重巧斉
保健福祉部長	松藤泰大	農林水産課長	大津光若
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	商工観光課長	松尾博
環境経済部長	横尾健一	上下水道課長	松尾正春
建設都市部長	石橋慎二	学校教育課長	田中裕樹
教育部長	大津一義	上下水道課長補佐 兼庶務係上水道担当係長	木下康彦
消防長	北嶋俊治	上下水道課 上水道係長	松尾友博
総務課長	西山俊英		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (7) 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (8) 認定第1号 平成26年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (9) 議案第40号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第41号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- (11) 議案第42号 みやま市職員の再任用に関する条例及びみやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第43号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- (14) 議案第45号 財産の取得について
- (15) 議案第46号 平成26年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について
- (16) 議案第47号 公共下水道施設の利用に関する筑後市との協議について
- (17) 議案第48号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (18) 議案第49号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時33分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成27年第3回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1．会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をさせていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

皆さん改めましておはようございます。議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

平成27年第3回定例会の運営につきまして、8月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議された案件は、諮問2件、認定1件、議案10件でございます。

次に、本会議の開催は、本日9月4日から9月16日までの13日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について、以下申し上げます。

諮問の2件につきましては即決といたします。

認定第1号につきましては、産業建設常任委員会に付託といたします。

議案第40号から議案第47号までの8件につきましては、各常任委員会付託といたします。

議案第48号から議案第49号までの2件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの13日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの13日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして3番徳永重遠君、4番末吉達二郎君を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。

例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、それと特別会計及び公営企業、水道事業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成27年4月分を5月27日、5月分を6月26日、6月分を7月27日に実施いたしました。

検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関の残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、また指摘事項等もなく、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案の一括上程を行います。

諮問第4号から第5号までの2件、認定第1号の1件、議案第40号から第49号までの10件を一括議題といたします。

日程第5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 市長の提案理由説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成27年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙中の折、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてから、議案第49号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの13件でございます。

まず、諮問第4号及び第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、平成27年12月31日で人権擁護委員である十時文雄氏、城英幸氏が任期満了のため、十時文雄氏を再度、山下昭美氏を新たに法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、認定第1号 平成26年度みやま市水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により提出する決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第40号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第41号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、並びに議案第43号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての3つの議案につきまして、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、10月より個人番号が通知され、法に伴う新たな個人情報を保有することになるため、この保護対策や利用目的、または個人番号カードの再交付手数料等につきまして、本条例に規定するものでございます。

次に、議案第42号 みやま市職員の再任用に関する条例及びみやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、被用者年金制度の一元化に伴う法の施行により、公務員が加入する共済年金制度が厚生年金保険制度へ移行するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、有明定住自立圏共生ビジョンの計画期間が本年度終了し、新たな共生ビジョンを策定することから、協定書の内容について、一部を見直す必要が生じたため、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第45号 財産の取得につきましては、山川東部第1分団及び本郷分団の消防車

両更新のため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第46号 平成26年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分につきましては、決算において生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号 公共下水道施設の利用に関する筑後市との協議につきましては、現在建設中のソフトバンクファーム施設の下水処理について、本市が設置した下水道管を利用したい旨の協議があったことから、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号、第49号の2件は、平成27年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計補正予算は、地方創生関係の交付金を活用した市のPR事業や観光情報の発信事業、また、統合小学校建設の工事費などを追加いたしております。

このほか、7月の豪雨による道路等の災害復旧事業費を計上いたしております。

また、特別会計予算につきましては、介護保険事業の返還金を追加いたしております。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。

よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

日程第6 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、十時文雄氏の任期が平成27年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき人権擁護委員の候補者として再度十時文雄氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

十時文雄氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を

有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

ここでお諮りをいたします。本件につきましては、適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第7 諮問第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、城英幸氏の任期が平成27年12月31日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として新たに山下昭美氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

山下昭美氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦については、

適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

日程第8 認定第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．認定第1号 平成26年度みやま市水道事業会計決算の認定について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（松尾正春君）（登壇）

おはようございます。上下水道課の松尾と申します。よろしくお願ひいたします。

平成26年度みやま市水道事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市水道事業会計決算書をごらんください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万単位で申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

まず、決算書の15、16ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で収益合計524,600千円、費用合計468,400千円でございます。

前年度と比較して、収益では、地方公営企業会計制度の改正により長期前受金戻入を計上したことにより17,050千円、前年度と比べ3.3%の増、費用では、同じく会計制度の改正により減価償却費や特別損失の増により22,510千円、5.0%の増となっています。

次に、7ページをごらんください。

損益計算につきましては、経常利益59,250千円となり、これに特別損失3,050千円を合わせた当年度純利益は56,200千円でございます。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、新会計制度への移行により未処分利益剰余金変動額114,080千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は、全体として170,280千円でございます。

利益剰余金変動額につきましては、後ほど御提案いたしますが、資本の安定のため資本金に組み入れたいと考えております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、収入63,750千円、支出286,440千円でございます。

収支不足222,690千円につきましては、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金

等で補填しており、資金不足は生じておりません。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員さんから綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

今回の決算審査の対象は、平成26年度みやま市水道事業会計歳入歳出決算でございます。

水道事業会計の決算状況といたしまして、収益的収支については、収益的収入が559,875,855円、収益的支出が487,744,408円で、差引額は72,131,447円となっております。資本的収支につきましては、資本的収入が63,755,867円、資本的支出が286,441,451円で、収支差引き222,685,584円の不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金をもって補填されております。

以上が平成26年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、お手元に配付されております決算審査意見書に記載をいたしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は、7月2日に実施し、決算書及び附属資料を中心に行いました。

今回の審査におきましては、本年度も黒字決算でございます。特段の指摘事項等はありませんが、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、なお一層の努力と研究を望むものでございます。

以上で決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号は、産業建設常任委員会に付託することにした
と思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号は、産業建設常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

日程第9 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 議案第40号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、
提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、私から議案第40号 みやま市個人情報保護
条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイ
ナンバー法の施行に伴いまして、個人番号により税及び社会保障分野に関する特定個人情報
を収集及び保有することから、その取り扱いについて本条例に規定するものでございます。

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人情報を同一人物の情報として認識するた
めの基盤であり、社会保障及び税制度の効率性や透明性を高め、かつ公平、公正な社会の実
現のため設けられた制度でございます。

全ての国民に12桁の個人番号が付番され、住所、氏名、生年月日、性別のほかに税情報や
医療及び年金等の社会保障分野の情報を関連づけ、情報提供ネットワークシステムを介して
複数の機関で情報連携が可能となるものでございます。

マイナンバー法で規定されます特定個人情報は、法で定める業務や議案第41号で提案いた
します市の条例で定めた業務及び大災害時における人の生命、身体または財産の保護のため
必要な場合のみの利用に限定するとともに、本市以外の外部への提供につきましても、法及
び条例で定めた事項のみとし、より厳格な取り扱いを行うこととしております。

また、特定個人情報の開示及び訂正等の請求に関しては、国からより一層の本人関与措置
を講じる方針が示されておりました。本人もしくは法定代理人に加え、本人の委任を受けた

代理人を請求対象者として認めることとしております。

以上、御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、総務常任委員会に付託をすることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第40号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第10 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第41号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、塚野総務部長お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

引き続きまして議案第41号 みやま市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、いわゆるマイナンバー法の規定によりまして、市民の利便性の向上や行政の効率的な運営に寄与する観点から、社会保障・税及び防災の分野において、条例の定めるところにより独自に市町村の現場で個人番号を用いて個人情報と相互に授受することができることとされています。

よって、本市が個人番号を用いて手続を行う事務を定めるほか、本市の内部の機関で個人番号を用いて事務処理を行う場合について定めるものでございます。

条例第4条及び第5条の規定により、個人番号の利用及び提供の範囲につきまして、乳幼児・児童医療費の支給のほか、ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療の公費医療の支給に関する事務、並びに教育委員会が行う就学援助に関する事務といたしております。また、それぞれ利用できる個人情報につきまして、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報など別表第2、第3で定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第11 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第42号 みやま市職員の再任用に関する条例及びみやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、塚野総務部長お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第42号 みやま市職員の再任用に関する条例及びみやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、平成27年10月から公務員が加入しております共済年金制度が厚生年金保険制度へ移行することにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第12 議案第43号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第43号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂梨市民部長兼市民課長、お願いします。

○市民部長兼市民課長（坂梨一広君）（登壇）

おはようございます。議案第43号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、いわゆるマイナンバー法の施行に伴うマイナンバー制度の導入に向けて、個人番号が本年の10月より市民一人一人に通知され、平成28年1月には個人番号カードの交付が開始されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、個人番号カードの再発行手数料等を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第13 議案第44号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第44号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成22年10月に協定を結んでおります大牟田市との定住自立圏形成協定につきまして、その具体的取り組み等を掲げた有明圏域定住自立圏共生ビジョンが平成27年度をもって計画期間を終了いたしますことから、今回、協定内容について見直しを行うとともに、新たな共生ビジョンの策定に当たることとされたものでございます。

このため、協定内容の変更に当たり、みやま市議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定によりまして市議会の議決を求めるものでございます。

協定の変更内容でございますが、中心地であります大牟田市の取り組み内容や役割の見直しのほか、株式会社有明ネットコムにより、大牟田市、荒尾市及び本市をエリアに整備予定でありますコミュニティFMに係る事業を追加いたしております。

また、資料といたしまして新旧対照表を添付いたしておりますので、御参照賜ればと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いを。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第45号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第45号 財産の取得について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

皆さんおはようございます。議案第45号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、みやま市消防団の2個分団で消防車両の更新により車両2台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回、購入いたします車両の配備先は、山川東部第1分団及び本郷分団でございます。

購入に際しましては、消防本部において消防ポンプ自動車の各仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、消防ポンプ自動車2台の取得価格は35,856千円、契約の相手は株式会社倉重ポンプ商会でございます。

なお、消防車両の財源といたしまして、過疎対策事業債を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第45号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第46号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第46号 平成26年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（松尾正春君）（登壇）

議案第46号 みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市水道事業会計決算書の9ページをごらんください。

平成26年度みやま市水道事業会計決算剰余金については、利益剰余金170,285,821円のうち減債積立金に56,201,608円を、資本金組み入れに残額の114,084,213円を予定しております。

減債積立金については、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今説明のあった余剰金の処分額について、それぞれ減債積立金、組み入れ資本金という形で積み立てるというのはわかりました。決算書のほうでもそれぞれの金額が7ページで示されているということが報告ありましたけど、これは水道会計の決算とあわせてですけど、例えば資本的収支で考えると220,000千円ほどがマイナスになっていると、その中で、この積立金額からの補填をされているという中で、それ以外の収支調整額とか建設改良積立金、もしくは損益勘定留保資金というものが幾ら今積み立てしてしまえばあるのか、その辺をよかったですら教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

木下上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長。

○上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長（木下康彦君）

今の議員さんの御質問にお答えします。

留保財源としましては、現在、平成26年度末で719,051,671円となっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今のは累計で資本剰余金を全部足した金額ということによろしいんですか。先ほど言った損益勘定留保資金とか建設改良積立金、この辺は幾らあるんですか。

○議長（牛嶋利三君）

木下上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長。

○上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長（木下康彦君）

今申し上げました719,000千円は、現在過年度の留保資金の金額でございます。積立金は、過年度分は今のところ全部取り崩しをして使用しております。現在はゼロでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

その資本的収支のときに、今回は220,000千円補填していますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでゼロになったということですか。それぞれの積立金があるんじゃないですか。

○議長（牛嶋利三君）

木下上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長。

○上下水道課長補佐兼庶務係上水道担当係長（木下康彦君）

積立金自体は前年度の剰余金を次年度用に積み立てをしますが、今のところ、積立金を崩しても足りない状況でございますので、あとの分は今までの過年度分の留保資金、先ほど申し上げました719,000千円の中の分を使っております。積立金は現在のところは過年度分を崩しながら行っておりますので、積立金自体は今のところはございません。

先ほど申し上げました留保資金というのは、現在資金運用として定期のほうに入っております、5億円ぐらいです。（「だから、それがそもそも幾らあるんですかということですよ」と呼ぶ者あり）それぞれ積み立てという形ではやっておりますので、現在、定期預金としての留保金として今は管理をしております。（「それをしていないと当然補填はできない金額ですから、幾らか持っているわけでしょう」と呼ぶ者あり）はい。（「それが幾らそれぞれあるんですかということを探ねているんですよ」と呼ぶ者あり）それぞれといいますのは、留保資金が7億円あるということになりますけど。損益勘定の中の留保資金が719,000千円ございます。積み立て自体は次年度に全部取り崩しをして支払い等に使っておりますので、積立金自体は現時点ではありません。そのほかの分が留保資金という形の管理になっておりますので、それを現在は適正の預金として管理をしております。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。ちょっともう3回質問があつていますから、まだ質問者が課長補佐の答弁に対してちょっと納得できらっしゃれん部分があるようですから、後ほど説明してやってください。よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、産業建設常任委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第47号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第47号 公共下水道施設の利用に関する筑後市との協議について、提案理由の説明を求めます。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

おはようございます。それでは、議案第47号 公共下水道施設の利用に関する筑後市との協議について、提案理由の御説明を申し上げます。

筑後市に建設中のソフトバンクホークスファーム施設の下水を本市の公共下水道施設の一部を利用し、矢部川浄化センターにおいて処理を行うことについて協議の申し出がありましたため、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ホークスファーム施設は本市との境界に位置し、みやま市流域関連公共下水道瀬高第6処理分区に近い箇所でございます。

みやま市流域関連公共下水道の下水は、八女市、筑後市、みやま市、広川町の3市1町で構成する矢部川流域下水道事業により設置された瀬高幹線を通り、矢部川浄化センターにおいて処理されております。

ファーム施設の下水をみやま市流域関連公共下水道に流入することにつきましては、矢部川浄化センターの有収水量の増加となることから、関連市町にとって有益なことと考えられます。

また、本市は、福岡ソフトバンクホークス株式会社と地域連携に関する協定書を締結しております。協力する必要があると考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

今んとでちょっとようわからんやったですけど、これ全量みやま市の公共下水道に流入と

ということですかね。流域下水道じゃなかですよ。

○議長（牛嶋利三君）

上下水道課長。

○上下水道課長（松尾正春君）

みやま市が作りました下水道管を通して流域下水道のほうに流すということで、みやま市の工事で作った下水管に流して流域の下水道につなぐということです。（「流域下水道」と呼ぶ者あり）そうです。（「公共下水道で言った」と呼ぶ者あり）最終的には流域になりますので。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

ちょっとようわかりませんが、ソフトバンクホークスの敷地内から排水された水をみやま市の公共下水道で処理した後ですか、配分するという。説明がようわからんや。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

流域下水と申しますのは、本館で県が筑後市までつないでいる分ですね。それと、流域関連下水道というのが市、要するにその本管に直接はつなげられんわけですが、条件としてですね。うちの管、要するに流域関連下水道でみやま市で作った管に一度入れて本管に送ると。それで、市の管を一度通るものですから、そういうふうな形でうちのほうの条例の——条例というか、議案に提起するものでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

説明していただいてわかったところですが、要するに筑後市のソフトバンクホークスの敷地から直接に流域下水道の管には結べない。だから、今使用している、みやま市がつないでいる管を利用して流域下水道に入れるということですね。みやま市の公共下水道には入れんということですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託することにした
と思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号は、産業建設常任委員会に付託することと決
定をいたしました。

日程第17 議案第48号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第48号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案
理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第48号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の
御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ301,760千
円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,008,660千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございますが、筑後東部第2土地改良区が県営かんがい排水事
業に対する借入れを行うことにつきまして、本市の受益面積に応じた負担割合分を平成42
年までの間助成いたしますために、その限度額を定めるものでございます。

次に5ページ、第3表地方債補正でございます。

まず上段、追加の災害復旧事業でございますが、7月の梅雨前線豪雨によります道路、河
川の災害復旧に係る借入れを行うものでございます。次に、下段、変更でございますが、
地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債を実績に合わせて変更するもの、また、統
合小学校建設につきまして、国の補助基本額が引き上げられたことに合わせまして、補助裏

分の借入額を増額し調整するものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

予算書8ページでございます。

10款. 地方交付税は、補正予算の一般財源額を調整し計上いたしております。

次に、14款. 国庫支出金、1項3目. 教育費国庫負担金116,718千円でございますが、統合小学校建設に係ります小学校施設整備費負担金を追加いたしております。校舎と体育館建設に係ります国の補助単価の確定等に伴うものでございます。また、4目. 災害復旧費国庫負担金11,672千円でございます。梅雨前線豪雨によります山川地区の道路、河川の災害復旧によるものでございます。

続きまして、10ページでございます。

14款2項1目. 総務費国庫補助金10,000千円でございます。平成26年度の国の補正予算に計上されました、いわゆる地方創生先行型交付金の上乗せ分でございます。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を計上いたしております。この交付金でございますが、地方版総合戦略に盛り込む予定のソフト事業等で、一定の要件のもと、10分の10の補助率で、1市町村当たり10,000千円をめどに交付されることとされておるものでございます。国、県と事前に調整いたしましたシティプロモーション事業及び観光情報アプリ作成事業に充てる計画でございます。

次に、14款3項2目. 民生費委託金でございますが、国民年金事務のシステム改修に係るものでございます。

続いて12ページ、15款. 県支出金でございます。15款2項5目. 農林水産業費補助金は、養鶏場の暑熱対策工事に係るもの、また、8目. 教育費補助金は、社会教育費の地域コーディネーターに要する事業に対するものでございます。次に、9目. 災害復旧費補助金は、7月の梅雨前線豪雨によります水路や農道の災害復旧事業によるものでございます。

続きまして、20款4項4目. 雑入でございます。消防団員の退職報償金を実績に応じて追加いたしております。

また、14ページ、21款. 市債でございます。臨時財政対策債など144,005千円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書15ページからでございます。

2款1項8目．まちづくり対策費は、定住促進費のシティプロモーション計画策定委託料7,000千円を追加いたしております。国の交付金を活用いたしまして、本市の魅力を戦略的、効果的にPRいたしますために、キャッチフレーズやシンボルカラー等を制作いたしますほか、シティプロモーションの計画を作成する予定でございます。

次に、予算書16ページをお願いいたします。

2款2項1目．税務総務費は、市税還付金4,000千円を追加いたしております。法人市民税の還付額が見込みより大きかったことから、不足見込み額を計上いたしております。また、

2款3項1目．戸籍住民基本台帳費は、いわゆるマイナンバー制度の導入によります通知カード及び個人番号カードにつきまして、住所変更等によります裏書きをいたしますために専用の印刷機を使用するための経費でございます。

続きまして、18ページ、3款．民生費、1項1目．社会福祉総務費でございます。臨時福祉給付金の補助金返還金を計上いたしております。平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられましたことに伴いまして、簡素な給付措置として実施されました臨時福祉給付金の給付事業につきまして、給付金と事務費を実績により精算するものでございます。また、介護保険事業特別会計繰出金は、特別会計と調整いたしました額を計上いたしております。

3款2項2目．児童措置費でございますが、これも簡素な給付措置として前年度実施されました子育て世帯臨時特例給付金の精算に基づく返還金でございます。

次に、20ページ、4款．衛生費、1項3目．保健事業費でございます。がん検診推進事業費の前年度精算による返還金を計上いたしております。前年度の子宮がん、乳がん、大腸がんのクーポン検診事業が見込みより受診者が少なかったことによるものでございます。

続きまして、予算書21ページ、6款．農林水産業費について御説明申し上げます。

6款．農林水産業費、1項4目．畜産業費は、ふくおかの畜産競争力強化対策費補助金を計上いたしております。畜産物の安定的な確保の観点などから、山川町の養鶏事業者が実施いたします屋根の断熱工事など暑熱対策工事に対し助成するものでございます。また、5目．農地費の水路施設費でございますけれども、市内水路に特定外来生物のブラジルチドメグサなどの繁茂が見られましたことから、これを除去するための経費を追加いたしております。また、排水機場管理費は樋管ゲートなどの設備の老朽化により修繕が必要となったものでございます。

続きまして、22ページ、6款3項1目．水産業振興費でございます。省エネ機器等導入推

進事業補助金を計上いたしております。ノリ養殖業の乾燥機を省エネ型に更新し、意欲的に経営改善に取り組みます漁業者に対し経営の安定化を推進する観点から、国と合わせて更新費用の2分の1を助成するものでございます。市の単独補助金として6.3%相当額、9,693千円を追加いたしております。

また、7款1項3目．観光費でございます。国の地方創生先行型の交付金を活用いたしまして、観光情報アプリ作成委託料3,000千円を計上いたしております。地図情報を活用いたしまして、携帯情報端末向けのアプリケーションを作成し、本市の観光情報の積極的な発信に資するというものでございます。

続きまして、24ページ、8款2項3目．道路新設改良費でございます。瀬高町下庄の県道瀬高停車場線と国道443号をつなぐ道路を新設するための経費でございます。今回は県道側の入り口付近の用地購入を計画いたしております。

次に、9款1項2目．非常備消防費でございます。消防団員の退職報償金の実績に応じて不足額を追加するものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。10款．教育費について御説明いたします。

10款2項4目．学校施設整備費194,000千円は、統合小学校建設につきまして、以下の3つの内容により追加をお願いするものでございます。

まず、予算の積算誤りによります屋外プール建設工事の不足見込み額、次に、詳細設計等によります用地造成工事及び舗装工事の不足見込み額、さらに3点目は、事業の進捗状況に応じて今回初めて計上いたしております外構工事及び屋外建築物の工事についてでございます。

次に、10款4項1目．社会教育総務費は、コーディネーターを採用いたしまして、学校と地域人材の連携強化を推進するものでございます。また2目．公民館費は、類似公民館2カ所の改修費及び類似公民館3カ所のトイレ改修費を助成するものでございます。

次に、28ページ、10款6項1目．学校給食センター施設費でございます。統合小学校の開校に伴いまして給食センターの調理食数がふえることに対応するものでございます。トレーの購入費、排水設備工事、コンテナの購入費等を追加いたしております。

次に、11款．災害復旧費は、7月の梅雨前線豪雨によります災害復旧費でございます。

まず11款1項1目．農業用施設災害復旧費は、農業用水路や農道ののり面崩壊などの復旧工事につきまして、補助分3カ所の9,000千円、単独分1カ所の2,600千円でございます。

また、同様でございます、30ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費は、市道及び河川ののり面崩落等に伴います補助分8カ所、17,500千円、また、単独分7カ所の3,000千円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第48号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

日程第18 議案第49号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18、議案第49号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、坂田企画財政課長お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第49号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ49,849千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,671,936千円といたしております。前年度の精算によります国、県及び支払基金への返還金を中心に計上いたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は歳出予算の負担内容に応じまして、1款、介護保険料、7款、一般会計繰入金、8款、繰越金を追加いたしております。

次に、歳出予算でございますけれども、9ページでございます。

1款3項2目、認定調査等費についてでございますが、要介護認定の内容の複雑化などから処理に不測の時間を要するようになってきております。認定調査の一部を民間事業者に委

託いたしますことで市民サービスを維持するということでございます。

次に、7款1項2目、償還金、国県支出金等返還金を追加いたしております。介護給付費負担金など前年度事業の精算に応じて返還するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月7日、月曜日となっておりますので、御承知おきを願いたします。

午前10時44分 散会